

石川県公報

平成23年7月8日

第12405号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

受胎調節の実地指導を業として行う者の指定
(少子化対策監室) 1

公告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告
(県民交流課) 1
大規模小売店舗の変更の届出の公告
(経営支援課) 2

基本測量実施公告

(監理課) 2

公共測量終了公告

(同) 3

二級建築士の免許の取消しの公告

(建築住宅課) 3

監査委員

定期監査結果公表

3

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

3

告示

石川県告示第289号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成23年7月8日次のとおり指定した。

平成23年7月8日

石川県知事 谷本正憲

指定番号	住所	保健師、助産師又は看護師の別	氏名
第1160号	七尾市矢田町3-50-3	助産師	大野木祐子

公告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成23年7月8日

石川県知事 谷本正憲

1 申請のあった年月日

平成23年6月28日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 石川災害ボランティアネットワーク

3 代表者の氏名

田中 清之

4 主たる事務所の所在地

加賀市大聖寺本町4番地

5 定款に記載された目的

この法人は、災害救援に携わる団体及び個人がお互いに協力し、かつ、行政機関と緊密な連携を保ちながら被災者の救援及び住民の防災意識の啓発に関する事業を行い、もって、住民が災害から生命及び財産を守ることに寄与

することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成23年7月8日

石川県知事 谷本正憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンかほくショッピングセンター
かほく市内日角タ25番

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) イオン棟：午前9時(年間30日は午前8時)から翌午前0時まで
ヤマダ電機：午前10時から午後10時まで

(変更後) イオン棟：午前9時(年間110日は午前8時)から翌午前0時まで
ヤマダ電機：午前10時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) イオン棟：午前8時30分(年間30日は午前7時30分)から翌午前0時30分(一部は午後10時)まで
ヤマダ電機：午前9時30分から午後10時30分(一部は午後10時)まで

(変更前) イオン棟：午前8時30分(年間110日は午前7時30分)から翌午前0時30分(一部は午後10時)まで
ヤマダ電機：午前9時30分から午後10時30分(一部は午後10時)まで

3 変更する年月日

平成23年7月1日

4 変更する理由

サマータイムを導入し開店時間を早めるため。

5 届出年月日

平成23年6月30日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及びかほく市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成23年7月8日から同年11月8日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成23年11月8日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年7月8日

石川県知事 谷本正憲

作業種類	作業期間	作業地域
基 本 測 量 (基盤地図情報整備)	平成23年8月22日から 平成24年3月31日まで	輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、川北町、津幡町、志賀町、穴水町、能登町

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課から、次のとおり公共測量を終了する旨の通知があった。

平成23年7月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公 共 測 量 (宮内庁陵墓地内測量調査に伴う水準測量)	平成23年5月16日から 同月31日まで	鹿島郡中能登町

二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成23年7月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

取消年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成22年11月1日	山下徳恭	第8660号	申請
平成23年1月31日	出口順二	第3762号	死亡
平成23年2月2日	中村進	第7454号	死亡
平成23年3月4日	長谷田一郎	第2663号	死亡

監査委員

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成22年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年7月8日

石川県監査委員 藤井義弘
同 米光正次
同 安田慎一
同 織田静代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監査の結果
石川農林総合事務所	平成23年6月29日	平成23年4月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
県央農林総合事務所	"	"	"

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により公表する。

平成23年7月8日

石川県監査委員 藤井義弘

同	米	光	正	次
同	安	田	慎	一
同	織	田	静	代

(別紙)

農研第378号

平成23年6月20日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

平成23年5月31日付け石監査第104号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
生産物売扱収入の収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意してください。	農業総合研究センター	生産物の売扱収入事務について、これまでには、生産物売扱申請に対する承認から収入調定、納入通知書発行と一連の業務をすべて総務課で行っていましたが、業務執行体制を見直し、承認業務までは研究部で、それに基づく収入事務は総務課でそれぞれ担当することとしました。 今後は、所内関係部署との連携を密にし、収入事務担当者はもとより、審査、確認等担当職員相互のチェックを厳重に行い、生産物売扱収入事務の適正な執行に努めてまいります。